

議 長 日程第3、議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月11日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、3月10日及び11日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託された議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告をします。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第2号「松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。